【被扶養者認定チェック項目】

家族の扶養追加を申請する前に、被扶養者要件をすべて満たしているか、必ず確認してください。

No.	チェック	チェック項目
1		他の健康保険組合に加入していない。
2		対象者は、被保険者の三親等内の親族(配偶者・子・父母・きょうだい・祖父母・孫・おじおば、等)で75歳未満
3		対象者は国内居住者である。(日本国外に居住している場合、以下の①~④)のいずれかに該当する。) ①海外において留学をする学生 ②被保険者の海外赴任に帯同する家族 ③観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する家族 ④被保険者が海外赴任している間に、当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる家族
4		被保険者は、対象者の生活費(住居費・食費・水道光熱費・衣服代・交通費・学費・電話代・医療費、など生活に係るすべての費用)を継続的に負担している。
5		被保険者は、同居している家族全員の中で、最も収入が高い。
6		・対象者の収入(加入希望日以降) 【一般】月収108,334円未満かつ年収130万円未満 【60歳以上・障害年金受給者】月収150,000円未満かつ年収180万円未満 【19歳以上23歳未満(配偶者除く)】月収125,000円未満かつ年収150万円未満 ・給付金受給の場合 【一般】日額3,612円未満【60歳以上・障害年金受給者】日額5,000円未満【19歳以上23歳未満(配偶者除く)】日額4,167円未満 ※収入は、給与(交通費含む)・年金・営業所得・投資による継続性のある収入などすべての金銭を指します。税金等控除前の総収入が基準です。 ※年金は老齢・遺族・障害・企業・私的・農業者・労災補償等を含みます。 ※土地の売却費用・株の譲渡・退職金などの一時所得は含まれません。
7		対象者の収入は、被保険者の収入の1/2未満である。
8		対象者と別居している場合、毎月一定額の生活費を継続的に仕送りしている。 ※口座振込みなど、送金記録が確認できること。手渡し不可。(例:銀行振込明細・現金書留・通帳写等) 【別居の扱い】住所が同一でも世帯分離(世帯が複数)している。二世帯住宅、有料老人ホームに入所 【同居の扱い】被保険者が単身赴任、里帰り出産、親の介護、入院、学生、特養・老健・障がい者施設へ入所
9		8で別居の場合、 <u>仕送り額は対象者の月収より多く</u> (送金下限額6万円/月)、仕送り額を引いた残りの収入で、被保険者の世帯の生活も十分維持できている。

上記の要件を すべて 満たしている場合、被扶養者として加入できる可能性があります。⇒ <mark>※詳細については「家族の加入について」を参照</mark> 必要書類を提出していただき、厳正に審査させていただきます。

事実がない、証明できない等の場合は、加入いただけない場合があります。